

## 無料低額宿泊事業の届出受理再開について

### 1 現状

市では新規の無料低額宿泊事業の届出は受理していない(平成19年4月~)。

理由：市内のホームレス数と無料低額宿泊所利用者数等を勘案し、既に施設が十分存在しているため。(「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針(平成19~22年度)」・「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(平成23~27年度)」)

### 2 課題

「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定した平成22年度以降、以下の問題が生じ、届出受理再開の検討が必要となった。

(1) 無料低額宿泊所類似施設が増加している。

毎年、無料低額宿泊所類似施設が増加しており、これらの届出を受理し、市の無低ガイドラインに沿って施設の設備及び運営につき指導を行う必要が生じた。

【参考】千葉市内の無料低額宿泊所類似施設(食事付)の状況(各年度4月1日時点)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
施設数	20	22	23	25	26
被保護者	671	740	834	1,028	1,009

(2) 国の通知が改正され無低の設備・運営基準が強化された。(平成27年7月1日付)

以下のような通知の改正により、市の無低ガイドラインを改正し、無届施設についても調査・届出勧行する必要が生じた。

ア 無料低額宿泊所の定義の明確化

イ 届出勧行及び運営状況確認の明記

(3) 届出を受理しないという、行政手続法上の違法状態にある。

市が届け出の受理を拒むことは違法であり、他の政令市でも届出を受理していない市はなく、訴訟提起の恐れがある。

(4) 市は現在の届出制の許可制への見直しを国に要望するも、改善する見通しがない。

### 3 方針(案)

平成28年度から無料低額宿泊事業等の届出受理を再開し、社会福祉法に基づく立入調査を行い、施設の設備及び運営について指導していく。

#### 《方法》

- ◎市が把握している無料低額宿泊所類似施設に対し、届出受理再開の通知を送付する。
- ◎届出のあった施設には立入調査を実施し、届出をしない施設には届出勧行する。